

会 議 記 録			
会議の名称	総務文教常任委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 数井
日 時	令和6年12月20日（金曜日）		開 議 午前10時15分 閉 議 午後 0時03分
出席委員	◎小林 ○竹内 浅田 原野 松山 三上 山本 福井 菱田議長		
執行機関 出席者	吉田事務局長、数井事務局次長 垣見市長公室長、川内人事課長		
事務局	吉田事務局長、数井事務局次長		
傍聴	可	一般 2名	報道関係者 0名 議員2名（木村、山木）

会 議 の 概 要

10:15～

1 開議

【事務局日程説明】

2 議案審査

（議会事務局 移動）

10:16～

【議会事務局】

（1）第23号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）

議会事務局長 あいさつ
議会事務局長次長 説 明

10:18

《質疑》

<松山委員>

これまで議員の期末手当の支給率は、人事院勧告に準拠する形で決定してきたと思っているが、議員の報酬や期末手当をどのように決定していくか所見は。

<事務局次長>

現在、議員報酬の妥当性については市長から報酬審議会に諮問されており、その結果をもとに議会で検討いただければよいかと考える。期末手当は月額報酬から算出しており、その率は人事院勧告を準拠して決定してきたと認識している。

<松山委員>

人事院勧告に伴って率を変えてきた経過について時期などの詳細は。

<事務局次長>

詳しくは分からないが、人事院勧告に従い法の改正があるたびに、それに準拠した形

を取ってきたと思っている。
(質疑終了)

10:22

(議会事務局 移動)

(市長公室 入室)

10:22~

【市長公室】

(1) 第23号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第5号)

市長公室長 あいさつ
人事課長 説明

10:31

《質疑》

<福井委員>

今回の人事院勧告により増額となる職員給料の上昇率は。

<人事課長>

一般職の平均が3.39パーセント、会計年度任用職員の平均が12.5パーセントとなっている。

<三上委員>

ラスパイレス指数は。

<人事課長>

昨年度で99.2、京都市を除く府下14市で7番目である。

<三上委員>

その数値にとどまっている理由は。

<人事課長>

一因として55歳で昇給停止をしていることがある。来年度の新規採用職員から初任給を上げるので指数は上昇すると見込んでいる。

<三上委員>

職員団体との交渉状況は。

<人事課長>

11月末に交渉し妥結いただいている。

<三上委員>

給与関係以外で要求されていることはあるのか。

<人事課長>

保育士が中心の団体ということもあり、保育士の人員確保と環境整備の要求を受けている。

(質疑終了)

10:37

(2) 第30号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 第31号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(4) 第32号議案 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

《質疑》

<松山委員>

自動車通勤される会計年度任用職員の駐車場の状況は。

<人事課長>

京都府南丹広域振興局の近くにマイカークラブの駐車場があり、希望があればそこを利用いただいている。独自に借りている人もいます。

<松山委員>

振興局のところで充足している認識でよいか。

<人事課長>

現状充足している。駐車場代は月3,000円である。

<福井委員>

通勤手当の上限が15万円とあるが、どこから通勤する想定か。

<人事課長>

公共交通機関で片道3,000円のエリアを考えている。

<福井委員>

現状の上限額5万5,000円で足りない人がいるのか。

<人事課長>

現在一番遠い場所から通勤している職員は滋賀県からで、現状ではその範囲内で足りている。

<福井委員>

人材確保のために、高額の通勤手当となっても雇用の枠を広げておく認識でよいか。

<人事課長>

そういった面もあるが、短期の派遣などにより通勤する場合も対応できるように考えている。

<原野委員>

職員で亀岡市外の人割合は。

<人事課長>

現在資料を持ち合せていない。

(質疑終了)

(市長公室 退室)

10:58～

3 討論・採決

《委員間討議》

<小林委員長>

討論・採決に入る前に、委員間討議の希望はあるか。

<松山委員>

第23号議案について、人事院勧告は国家公務員の給料に対するものであると考えており、議員の期末手当に準拠する点について委員間討議したい。

<福井委員>

そう考える根拠は。

<松山委員>

議員と国家公務員は別物であり、議員は選挙を通じてこの場にいることから、労使関係にはないのではないかということが根拠である。

<福井委員>

委員間討議をしていただいてもよい。

<小林委員長>

委員間討議を行う。意見あるか。

<松山委員>

人事院勧告がされ、議員の期末手当はそれに準じてきた経過があることは認識しているが、別で何か検討する方法がないものか、これまでの対応について意見を伺いたい。

<福井委員>

本給と期末手当は別のものであり、報酬は報酬審議会を踏まえて決定されるものであるが、期末手当のパーセンテージを決定するところがなく、人事院勧告に準拠しないのであれば、率をどのように決めていけばよいのか。

<松山委員>

それがないため人事院で勧告していると思うが、率を上げるか下げるかの考え方をなくしてもよいのではないかなと思っている。

<福井委員>

何らかの決めたものがないと決められないと思う。

<三上委員>

拠り所になるものがないと決められないため、国家公務員給与に対する人事院勧告に準拠している現状にある。基本準拠することでよいと思っているが、遡る必要があるのかどうかはその都度市の状況を見て考えればよいという点が会派としての意見である。

<松山委員>

誤解がないように言うておくが、公務員に対する給与について言うているものではない。議会として人事院勧告に準じてきた経過は分かった。

<福井委員>

率について検討しないようにするのであれば、期末手当をやめて年俸制にするしかないと思う。

(討議終了)

11:19

(休憩)

11:19~11:31

《討論》

なし

《採決》

<小林委員長>

賛成者は挙手願う。

第23号議案 令和6年度亀岡市一般会計補正予算(第5号) **全員賛成 可決**

第30号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する

	条例の制定について	賛成多数 可決
第31号議案	亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決
第32号議案	亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員賛成 可決

11:36

《指摘要望ほか意見》

なし

4 委員長報告確認

【小林委員長 委員長報告朗読】

<小林委員長>

この内容でよいか。

<原野委員>

4ページの指摘要望の箇所、「なお」から5行目、「再度指摘する」と、ですます体になっていない。

<小林委員長>

「指摘します」に修正する。ほかにあるか。

<福井委員>

第23号議案について、委員間討議を行った旨を記載してほしい。

<三上委員>

議員の期末手当の増額分が補正予算に含まれていることから、その在り方について委員間討議したという内容で修正してはどうか。また、2ページの「育親学園での待機時間が長くなり、子どもたちがストレスを感じている点や適応指導教室においては」の「や」を「、」としてはどうか。また、同じく2ページの「当面、タクシーを利用するなどの一時的な方法に頼らざるを得ないところであるが」について、「当面」をとり、「タクシーを利用するなどの一時的な方法に頼らざるを得ないところに課題があるが」としてはどうか。

<事務局次長>

修正版をタブレットにダウンロードするので確認願う。

<小林委員長>

修正版のとおりとしてよいか。

—全員了—

12:01

5 議会だよりの確認

<小林委員長>

この内容でよいか。

—全員了—

12:03

6 その他

(1) 今後の日程等について

1月28日(火) 月例開催 午後2時から 全員協議会室

散会 ~12:03